

## 別添 4

電気事業法第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定の基準について

電気事業法（昭和39年法律第170号。）第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会（以下「認定協会」という。）の認定に係る審査基準については、同条各号に認定の基準が規定されているところであり、同条第3号及び第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

認定協会の認定については、次に掲げる事項が、認定電気使用者情報利用者等協会認定申請書又はその添付書類に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認定しないものとする。

### 1. 認定協会の定める規則等に記載されている内容について、業務が適確に行われることが認められることの基準

(1) 第37条の5第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

#### ① 電気使用者からの同意の取得に当たって次に掲げる点に留意されている旨

イ 電気使用者が電気使用者情報の提供に同意するか否かの選択の機会について、その任意性を具体的に、分かりやすく本人に示していること。

ロ 一般送配電事業者又は配電事業者から電気使用者情報を取得し、電気使用者情報の利用者である会員（以下「利用会員」という。）に提供する場合は、少なくとも次に掲げる事項を認定協会又は当該電気使用者情報の提供を受ける利用会員から電気使用者に明示した上で、本人の同意を得ること。

(i) 認定協会を運営する申請事業者の名称又は氏名

(ii) 個人情報保護管理者（若しくはその代理人）の氏名又は職名、所属及び連絡先

(iii) 認定協会の行う事業、対象とする電気使用者情報の範囲、事業による便益及び利用目的に応じたリスク

(iv) 同意取得の対象となる電気使用者情報、その取得の方法及び利用会員の利用目的

(v) 利用会員の名称及び業種

(vi) 利用会員への電気使用者情報の提供に係る条件

(vii) 利用会員への提供に係る判断の一部又は全部を認定協会に委任している場合は、利用目的に関する判断基準及び判断プロセス

(viii) 利用会員への電気使用者情報提供の方法

(ix) 電気使用者情報の訂正等を行った場合に当該電気使用者情報を利用会員に提供する場合はその旨

(x) 電気使用者情報の提供に関する利用会員との契約がある場合はその旨

(xi) 電気使用者情報の取扱いの委託を行うことが予定される場合はその旨

(xii) 開示等の請求等に応じる旨及び問合せ窓口

(xiii) 認定協会が提供する機能及び当該機能を利用するための手続

(xiv) 電気使用者が認定協会の相談窓口を利用するための手続

(xv) 電気使用者が電気使用者情報を提供することの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果

(xvi) 電気使用者から当該電気使用者の電気使用者情報の利用会員への提供・利用停止の依頼を受けた場合の、既に利用会員に提供された電気使用者情報の取扱い  
ハ 利用会員に、その新しい利用目的のために電気使用者情報を提供する前に、電気使用者にその目的を明示し、同意を得ること。

② 電気使用者情報の収集に当たって次に掲げる点に留意されている旨

イ 電気使用者情報の収集にあたっては、適用される法令を遵守するとともに、特定された目的のために最低限必要であるものに制限して収集すること。

ロ 収集する電気使用者情報の範囲及びそれを収集する正当な理由を明確にすること。

ハ 電気使用者情報が、利用目的に照らして、正確性が十分であり、品質が確保できるよう適切な収集手順を定めること。

ニ 当該電気使用者情報の保存又は提供等がなされる前に、収集した電気使用者情報の信頼性を確保すること。

ホ 電気使用者による電気使用者情報の変更の請求があった場合、小売電気事業者の窓口を紹介する等の必要な手続きを案内すること。

ヘ 収集及び保管している電気使用者情報の正確性及び品質を定期的に点検するための管理の仕組みを定めること。

③ 収集した電気使用者情報の利用、保持及び提供が、次に掲げる点に留意して制限されている旨

イ 電気使用者情報にアクセスする者の数を最低限に抑えること。

ロ 電気使用者情報の利用の目的が終了している場合は、当該電気使用者情報を確実に消去すること（適用される法令により当該電気使用者情報の保存が求められている場合を除く。）。

ハ 電気使用者情報の利用、保持及び提供が、具体的、明示的かつ正当な利用目的を達成するために必要な範囲に限定すること。

ニ 適用される法令によって、異なる目的が明示的に要求されている場合を除き、収集の前に特定した利用目的に電気使用者情報の利用を限定すること。

ホ 定められた利用目的が無効になったが、適用される法令が保持を要求している場合は、全ての電気使用者情報を保存し、安全を確保すること。

ヘ 電気使用者情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

(i) 特定した利用目的の範囲内で委託契約を締結すること。

(ii) 委託先を選定する基準を定め、当該基準には、少なくとも委託する業務に関して、認定協会と同等以上の個人情報保護の水準にあることを客観的に確認できることを含めること。

(iii) 委託する電気使用者情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(iv) 委託先に対し、次に示す事項を契約によって規定し、十分な電気使用者情報の保護水準を担保すること。

a) 委託先との責任の明確化

b) 電気使用者情報の安全管理に関する事項

c) 再委託に関する事項

d) 電気使用者情報の取扱状況に関する報告の内容及び頻度

- e) 契約内容が遵守されていることを定期的及び適宜に確認できること
- f) 契約内容が遵守されなかった場合の措置
- g) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- h) 契約終了後の措置

(v) (iv) の契約に係る契約書などの書面を、少なくとも電気使用者情報の保有期間にわたって保存すること。

④ 次に掲げる事項を含めた情報利用等適正化業務に係る情報提供を電気使用者等に行う旨  
イ 個人情報保護を推進する上での考え方、方針並びにその実践方法及び電気使用者情報の取扱手順について、明確かつ入手が容易な方法で本人に提供すること。

ロ 次に掲げる点を電気使用者本人に通知又は公表すること。

(i) 電気使用者情報が利用会員に提供、保存等される旨

(ii) 電気使用者情報が提供される可能性がある利用会員の氏名及び連絡先並びに個人情報保護管理者の氏名及び職名並びに所属

(iii) 電気使用者情報の取扱いの委託先がある場合は、その氏名及び連絡先並びに個人情報保護管理者の氏名及び職名並びに所属

ハ 電気使用者情報の取扱手順に大きな変更があった場合には、電気使用者に通知すること。

⑤ 次に掲げる事項を含めた利用会員との契約約款等を策定及び公表する旨

イ 電気使用者情報の提供の方法

ロ 電気使用者情報の利用の目的

ハ 相談や問合せを行う方法

ニ 電気使用者から同意の撤回があった場合の対応

⑥ 電気使用者との合意に係る契約約款等には、次に掲げる事項を含むこと。

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）をはじめ、関係する法令等を遵守する旨

ロ 電気使用者情報に安全管理措置を講じ、セキュリティ体制を整備した上で維持・管理を行う旨

ハ 善良な管理者の注意をもって電気使用者情報の管理・利用を行う旨

ニ 対象とする電気使用者情報、その取得の方法及び利用目的

ホ 電気使用者情報を利用会員に提供する場合の提供先利用会員及びその利用目的に関する判断基準等

ヘ 電気使用者情報の提供先利用会員の氏名

ト 電気使用者が自らの情報の提供に関する同意の撤回を求めた場合の取扱い

チ 電気使用者情報の取扱いの委託を行う場合には、関係法令に基づき必要な監督を行う旨

⑦ 電気使用者が電気使用者情報を自ら管理するために認定協会が次に掲げる点に留意する旨

イ 認定協会による電気使用者情報の利用会員への提供に係る条件の指定及び変更について、次に掲げる機能を具備すること。

(i) 提供先、利用目的及びデータ範囲について、電気使用者が選択できるよう適切な選択肢が提示できる機能

(ii) (i) の選択を実効的なものとするための適切な機能

- ロ 電気使用者が自身の電気使用者情報の利用会員への提供履歴を閲覧可能であること。
  - ハ 電気使用者から当該電気使用者の電気使用者情報の利用会員への提供・利用停止の依頼を受けた場合、その依頼以降、その電気使用者情報を利用会員に提供しないこと。
  - ニ 認定協会が保有する電気使用者情報について、電気使用者本人から開示の請求があった場合は、対応すること。
  - ホ ニの開示については、簡易迅速かつ電気使用者に負担のない仕組みにより、保有する電気使用者情報の開示の請求を可能とすること。
- (2) 第37条の5第2号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- イ 電気事業法その他の法令の規定及び第37条の5第4号の規則を遵守させるために会員に対して、必要な指導及び助言を行うこと。
  - ロ 会員が電気事業法その他の法令の規定及び第37条の5第4号の規則に違反した場合、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を行うべき旨を勧告すること。
  - ハ ロの勧告に従わない場合は、当該会員を除名すること。
- (3) 第37条の5第3号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも第37条の5第4号の規則等のうち、望ましい行為として記載される行為を遵守しておらず、かつ、その理由を説明していない会員に対し、説明を行うよう、必要な指導及び勧告その他必要な措置を行うことが記載されていること。
- (4) 第37条の5第4号の規則に少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 利用会員の入会にあたっては、少なくとも2.(1)及び(2)の対応を行う能力を有することを確認する旨
  - ② ①の能力については、第三者の認証を得ていることを確認する旨
  - ③ 電気使用者情報の提供にあたっては、利用会員の利用目的が、適用される法令を遵守していることを確認する旨
  - ④ 利用会員における電気使用者情報の共同利用（個人情報保護法第27条第5項第3号に規定する共同して利用される場合をいう。）を、電気使用者情報の共同利用を行う者が全て協会の会員である場合を除き禁止する旨
  - ⑤ 利用会員は、特定した利用目的の範囲内でのみ電気使用者情報を利用する旨
  - ⑥ 認定協会は、利用会員及び電気使用者情報を提供する一般送配電事業者又は配電事業者（以下「提供会員」という。）と次に示す事項を含めた契約を締結し、十分な電気使用者情報の保護水準を担保する旨
    - イ 利用会員と認定協会の責任の明確化
    - ロ 電気使用者情報の安全管理に関する事項
    - ハ 利用会員が電気使用者情報の取扱いを他の者に委託する場合は、当該委託に関する事項
    - ニ 電気使用者情報の取扱状況に関する報告の内容
    - ホ 必要に応じた認定協会の利用会員に対する調査及び報告の徴収の実施
    - ヘ 損害賠償責任
    - ト 認定協会が利用会員に提供する電気使用者情報の取扱いや利用条件
    - チ 契約内容が遵守されていることの定期及び適宜の確認に関する事項
    - リ 契約内容が遵守されなかった場合の措置

ヌ 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

ル 契約終了後の電気使用者情報の取扱い

⑦ 認定協会、利用会員及び提供会員は、⑥の契約書を少なくとも認定協会及び利用会員の電気使用者情報の保有期間にわたって保存する旨

⑧ 利用会員から電気使用者以外の他の第三者への電気使用者情報の再提供を、次に掲げる条件を全て満たす場合を除き禁止する旨

イ 再提供を行う合理的な理由があること。

ロ 再提供先が①及び②の要件を満たしていること。

ハ 再提供を行う利用会員は、再提供先について、以下に掲げる事項を認定協会に報告すること。

(i) 再提供先の名称及び業種

(ii) 再提供先の電気使用者情報の利用目的

(iii) 再提供する電気使用者情報

(iv) 再提供先に対して電気使用者情報の開示等を請求等する際の窓口

ニ 電気使用者に対して、当該再提供先を明示し、利用会員から再提供先へ電気使用者情報の第三者提供を行うことの同意を取得していること。

⑨ 再提供先からの更なる第三者への提供は認められない旨

⑩ 提供する電気使用者情報の安全管理が図られるよう、認定協会は、利用会員に対して必要かつ適切な監督を行う旨

(5) 第37条の5第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 電気事業法に基づく命令若しくは処分又は会員の第37条の5第4号の規則の遵守の状況の調査のために必要な限度において、認定協会は会員に対して報告を求めることができる旨

② 会員が正当な理由なく①の求めに応じない場合、認定協会は第37条の5第2号の指導又は勧告を行うことができる旨

(6) 第37条の5第6号に掲げる業務に関する事項

(7) 第37条の5第7号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 認定協会が電気使用者からの問合せ、苦情及び相談等の窓口となり、一義的な説明責任を負う旨

② 電気使用者からの問合せ、苦情及び相談等は、少なくとも電話及び電子メールにより受け付ける旨

(8) 第37条の5第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 契約約款等に関する事項等の重要事項の変更を電気使用者に分かりやすく開示する旨

② 電気使用者情報の活用実績やそれによる社会的便益に関して、定期的に公表を行う旨

2. 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有することが認められることの基準

(1) JIS(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)Q 27001 に準拠した情報セキュリティに係る対応が可能であること。

- (2) JISQ 15001 に準拠した個人情報保護に係る対応が可能であること。
- (3) 固有のデータセンター又はそれと同等の管理が可能なデータセンターを確保すること。
- (4) 固有のデータセンター以外のデータセンターを利用する場合は、当該データセンターで取り扱われる電気使用者情報に関する準拠法及び訴えの裁判管轄に留意すること。
- (5) 提供会員から電気使用者情報を受領する機器及び利用会員に電気使用者情報を提供する機器を特定し、それ以外の機器では、受領又は提供ができないよう技術的及び物理的な対策を講じること。
- (6) 個人情報保護法や消費者契約法（平成12年法律第61号）等の認定協会が業務を行う上で遵守する必要のある関係法令を熟知していること。
- (7) 次に掲げる要件を満たす諮問体制を設置すること。
  - ① 個人情報保護、消費者保護、データ解析及びセキュリティに精通する専門家で構成されていること。
  - ② 情報利用等適正化業務に係る次に掲げる点の適切性を審議するとともに、認定協会に助言を行うことを目的とした会合を少なくとも年1回程度行うこと。
    - イ 事業スキーム
    - ロ 残存リスク
    - ハ 個人情報の取扱い
    - ニ ユーザーインターフェイス
    - ホ 電気使用者と認定協会の契約の内容
    - ヘ 利用会員に求める情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策
  - ③ ②の会合の議事概要が公表されること。
- (8) 財産的基礎について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
  - ① 業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。
  - ② 会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること。
  - ③ 運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政基盤が認められること。
  - ④ 経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
  - ⑤ 利用会員に帰責事由がある場合であっても、電気使用者に損害が発生した場合に、電気使用者からの損害賠償請求等に対応する能力があること。